

郷土資料の範囲

[郷土の地域的範囲]

- 1 長野県（信濃国）全域を郷土とする。
- 2 郷土地域外であっても、歴史的、地理的、社会的に密接に関連する地域を準郷土地域とする。

[郷土人の範囲]

郷土出身者、郷土在住者で郷土に影響のあった人、又は郷土に関係の深い人。

[郷土資料の範囲]

郷土、郷土人、その他郷土に関する事象、事物を主題とした資料、およびそれらを素材（背景）として記述した資料。なお、上記に該当しない場合でも次のものを郷土資料として扱うことができる。

- (1) 郷土に関する記述が極少であっても、その部分の内容が他に求められない資料。
- (2) 準郷土地域に関する資料。
- (3) 近世（便宜上、明治9年長野県統一までを含む）以前の郷土人著作物、郷土出版物。
- (4) 郷土出版物、印刷物。
 - ア 郷土において出版された新聞、雑誌類
 - イ 郷土の行政資料
 - ウ 郷土所在の公私の施設、機関、団体などに関する資料
 - エ 郷土で行われた行事や催し物等に関する資料
- (5) 文芸作品類
文芸作品は、郷土を主題（背景）にした作品であるかどうか明確でない場合が多い。それらについては、次の基準より郷土資料とみなすことができる。
 - ア 郷土人の著作で、郷土で出版されたもの
 - イ 郷土在住者の著作で、県外で出版されたもの
- (6) マイクロフィルム
郷土関係のマイクロフィルムは、複製図書とみなす。

[郷土人の一般著作物の取扱いについて]

郷土人の著作物であっても、その内容が郷土に関係ないものは、原則として郷土資料とはしない。

ただし、郷土の副次的資料として郷土人著作物を収集する場合は、分類記号のN090に一括して入れることができる。（必要に応じてN090～N099に展開する）